



守監発第 22 号
令和2年1月31日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市監査委員 高瀬 尚則 

守谷市監査委員 川名 敏子 

平成30年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び
守谷市公共下水道事業会計）決算再審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定を準用し、令和2年1月28日再審査
に付された平成30年度の守谷市水道事業会計決算及び守谷市公共下水道事業
会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

平成30年度守谷市公営企業会計決算再審査意見書 (守谷市水道事業会計・守谷市公共下水道事業会計)

1 審査の対象

守谷市水道事業会計決算修正
守谷市公共下水道事業会計決算修正

2 審査の期間

令和2年1月28日から令和2年1月30日まで

3 審査の方法

平成30年度中に次の資産を計上するため、修正された貸借対照表及び固定資産明細書並びに決算報告書の注記について、証拠書類を照合するとともに、資料等の提出を求め、併せて担当者から内容を聴取し、審査を実施した。

○水道事業会計

平成11年以降に取得した土地区画整理事業の資産

○公共下水道事業会計

平成16年以降に取得した土地区画整理事業及び公共下水道事業会計が管理する樋管

4 審査の結果

水道事業会計の修正については、有形固定資産（構築物）及びそれに係る長期前受金がそれぞれ18億1万2,602円増となり、これに対応する減価償却累計額及び長期前受金収益化累計額がそれぞれ6億7,768万8,261円増となった。

公共下水道事業会計の修正については、有形固定資産（構築物と機械及び装置）及びそれに係る長期前受金がそれぞれ32億8,991万824円増となり、これに対応する減価償却累計額及び長期前受金収益化累計額がそれぞれ13億2,800万8,160円増となった。

審査に付された平成30年度における守谷市公営企業会計の決算関係書類は、証拠書類と照合した結果、いずれの内容も適正に修正されていると認められた。

5 審査の意見

将来にわたる安定経営のため、精度の高い経営戦略の策定にあたり、過去に無償で譲渡を受けた資産を洗い出すとともに、課題を表面化し、上下水道課自ら解決に向けた処理を講じたことは評価できる。

今後同様の問題が生じることのないよう、引き続き安定した事業運営のための適切な会計処理を望む。